

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月25日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	芝山町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-4-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.shibayama.lg.jp/category/23-16-4-0-0.html

執行機関名 芝山町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立幼稚園の設置者が保護者から徴収する保育料等の全部又は一部を免除する場合に私立幼稚園に交付する就園奨励費に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		芝山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第5の項 私立幼稚園の設置者が保護者から徴収する保育料等の全部又は一部を免除する場合に私立幼稚園に交付する就園奨励費に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	芝山町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成二十五年教委告示第1号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る <u>経済的負担の軽減を図り</u> 、もって <u>教育の機会均等に寄与</u> することを目的とする。	この要綱は、私立幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づいて設置された幼稚園で私立の幼稚園をいう。以下同じ。)の設置者が <u>保護者から徴収する入園料及び保育料(以下「保育料等」という。)</u> の全部又は一部を免除(以下「 <u>減免</u> 」という。する場合に町長が行う私立幼稚園就園奨励費補助金(以下「 <u>補助金</u> 」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		芝山町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱